

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R4.12.29	契約解除	変更前	営業所	088750	山梨下石森簡易郵便局	○	山梨県山梨市下石森662-10	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.12.29	契約解除	変更前	営業所	237110	浜松医大病院内簡易郵便局	○	静岡県浜松市東区半田山1-20-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.12.31	契約解除	変更前	営業所	727310	白木浜簡易郵便局	○	大分県大分市白木1161	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.12.31	契約解除	変更前	営業所	737990	天翔大橋簡易郵便局	○	宮崎県西臼杵郡日之影町七折13576-8	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.12.31	契約解除	変更前	営業所	748340	高田簡易郵便局	○	福岡県飯塚市津原649-5	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.12.31	契約解除	変更前	営業所	786090	砂石簡易郵便局	○	鹿児島県薩摩川内市祁答院町蘭牟田2623-12	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.12.31	契約解除	変更前	営業所	797030	芦検簡易郵便局	○	鹿児島県大島郡宇検村芦検518	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。